

## 住所のある市町村以外の学校へ通いたい（区域外就学）

- ※ 今帰仁村以外の市町村に住所がある児童生徒を今帰仁村立の学校に通わせたい場合において、区域外就学許可基準の各区分のいずれかに該当すると認められる場合は、保護者の申請の後、住所のある市町村の教育委員会から承諾を得たうえで、区域外就学ができます。
- ※ 申請の際は、基準に記載されている必要書類のほか、手続きをする保護者の本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）、認め印をご用意のうえ、学校教育課へお越しください。
- ※ その他、詳しい内容については、学校教育課へお問い合わせください。

### 区域外就学許可基準

今帰仁村教育委員会

許可基準	区分	許可条件	対象学年	許可期限	必要書類
1	留守家庭	・両親共働き、母（父）子家庭のため、親戚等に預けられている場合	小学校 全学年	その理由の 存する期間	・親戚等の承諾書 ・勤務証明書
2	転居予定	・建築中で入居が確実な場合 ・公営村営住宅への入居が確実な場合（アパート等）	全学年	当該年度 まで	・建築確認申請書（新築） ・売買契約書（分譲） ・物件引渡証明書（売買） ・賃貸借契約書（借家等） ・誓約書 上記のいずれか1通
3	心身的理由	・心身の故障等の身体的理由により、指定校への就学が困難な場合	全学年	当該原因が存する期間	・医師の診断書（写可） ・校長意見書（必要に応じて求める）
4	地理的理由	・極めて危険をともない、指定校への就学が困難な場合	全学年	その理由の 存する期間	・現地確認など
5	転居	・学期、学年中途で村外への住所変更による場合	全学年	当該月、学期、年度 まで	
6	その他	・教育長が教育的配慮と認めた場合（いじめ・不登校・その他、複合的な理由）	全学年	その理由の 存する期間	・校長の意見書

※区域外就学に伴う児童生徒の通学上の安全部面については、保護者が責任をもつものとする。